



いじめの重大事態とは



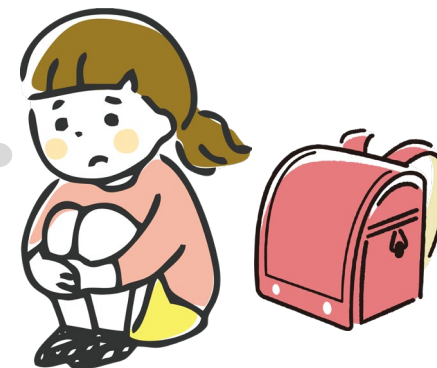
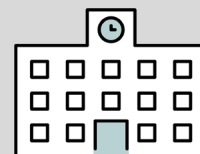
① いじめにより生命、心身又は財産に
重大な被害が生じた疑いがあるとき

※ 例: こどもが自殺を凶った場合、
身体に重大な傷害を負った場合 等



② いじめにより相当の期間学校を欠席する
ことを余儀なくされている疑いがあるとき

※ 「相当の期間」とは年間30日を目安。



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要(案)

いじめの重大事態が起きた場合、学校の設置者(教育委員会等)またはその設置する学校は同じような重大事態が再び起きないように、速やかに調査組織を設け、事実関係を明らかにするための調査を行う必要があります。



その調査を行う際、「いじめ防止対策推進法」という法律や、国が定める「いじめの防止等のための基本的な方針」等に沿った、適切な調査となるように、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を平成29年3月に作成しました。

実際の調査においては、学校と教育委員会の連携不足により対応が遅れてしまった例、事前説明不足により調査開始後、保護者とトラブルになった例等が存在していることから、このたび重大事態調査のガイドラインを改訂することとしました。

今回の改訂により、重大事態調査をする際の学校や関係者の対応をより明確化し、円滑かつ適切な調査を実施すること、及びいじめられた子どもや保護者等に寄り添って対応することを促します。



いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要(案)

改訂の主なポイント

重大事態の発生を防ぐために、全ての学校に設置されている、学校いじめ対策組織が普段からいじめを対応する際、重要な役割を果たすとともに、重大事態が発生した時も学校と教育委員会等が連携して対応できるようにしておくことを記載



子どもや保護者から、「いじめが原因で重大事態が発生したのではないか」等の意見があったときは重大事態が発生したものとして、報告・調査を行うこと。
なお、学校・教育委員会がいじめの事実等確認出来ない場合は、すぐに子ども達の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行うことを記載



学校・教育委員会のいじめにおける基本的な姿勢について追記し、例えば、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応出来ない場合は、直ちに警察へ援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記



調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高い場合を具体的に記載するとともに、第三者の考え方を分かりやすく記載



調査目的や調査の進め方について 予め保護者と共通理解を図りながら進める事が出来るように 事前説明の手順、説明事項を詳しく記載



標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たって、留意する点(聴き取り等の実施方法等)を記載、調査報告書作成にかかる共通事項(事実経過や再発防止策等)を明記

